

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

監 査 公 表

静岡市監査公表第5号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を行った結果について、同条第9項の規定により、これを公表する。

平成26年12月18日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	三 浦 雅 司
同	白 鳥 実

記

第1 監査の種類及び対象

1 財政援助団体監査

(1) SOHOしずおか運営費補助金

- ア 所管部局 経済局商工部産業政策課
- イ 団体 静岡県中部地区SOHO推進協議会

(2) 静岡市校長会補助金

- ア 所管部局 教育委員会教育部教育総務課
- イ 団体 静岡市校長会

2 出資団体監査

(1) 一般財団法人静岡市動物園協会

所管部局 生活文化局文化スポーツ部日本平動物園

(2) 公益財団法人静岡観光コンベンション協会

所管部局 経済局商工部観光・シティプロモーション課

3 指定管理者監査

(1) 静岡音楽館

- ア 所管部局 生活文化局文化スポーツ部文化振興課
- イ 指定管理者 公益財団法人静岡市文化振興財団

(2) 静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」

ア 所管部局 保健福祉局福祉部障害者福祉課

イ 指定管理者 社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会

第2 監査方法

市が、財政的援助を与えているもの、出資しているもので政令に定めるもの及び公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務が、法令、条例及び規則等に基づき適正に行われているかについて、過去の監査で指摘されている事項やリスクの高い事務を中心に、関係書類の調査及び関係職員からの説明聴取を行った。

また、指定管理者監査については併せて現地調査を行った。

第3 監査範囲

平成25年度における出納その他の事務の執行

第4 監査期間

平成26年8月22日から平成26年12月4日まで

第5 監査結果

監査した結果、財政援助団体監査及び指定管理者監査において一部に指摘事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、各監査の主な着眼点、監査の結果、意見及び監査対象の概要については後述する。

(注) 1 指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

2 指導事項とは、上記以外で、軽微な誤りと認められる事項である。

財政援助団体監査

1 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

ア 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

イ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

ウ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体関係

ア 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

イ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

2 監査の結果

監査した結果、次の3件の指摘事項については是正、改善を求めた。また、3件の指導事項について別途指導した。所管部局においては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

(1) SOHOしずおか運営費補助金

ア 補助金交付事務の執行について

市補助金等交付規則第12条において、「補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない」と規定されている。また、同規則第13条において、「市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助事業等の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金等の額を確定するものとする」と規定されている。

しかしながら、市は、静岡県中部地区SOHO推進協議会の総会で決算を承認したことをもって補助金の実績報告と判断し、同規則に定められている実績報告書の收受及び補助金の確定を行っていないかった。

なお、上記団体は、市が事務局を兼ねているが、このことに対し、平成18年度の行政監査において、「補助金を交付している事業は、市の本来業務ではないため、市が補助団体の事務局事務を取り扱うことは、極力避けることが望ましい」旨、意見を述べたところである。

補助団体設立の歴史的経緯から、市が事務局事務をすぐに取りやめることが難しい場合であっても、チェック機能を働かせるため、少なくとも補助金交付事務を行う職員と、事務局事務を行う職員を分ける等の対策をとるべきである。

イ 団体の会計経理について

経理の目的は、団体の財務内容を明らかにし、団体の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることであるから、その処理に当たっては細心の注意を払うべきであるが、支出伝票のうち、次の点で誤りがあった。これらは少額ではあるが、結果として決算数値に影響を及ぼすものであった。

- ・本来であれば平成24年度中に処理するべきであったにもかかわらず、25年度に処理されていた。
- ・立替払において、領収書とは異なる金額で処理されていた。

(2) 静岡市校長会補助金

実績報告書の確認について

団体から提出された実績報告書類の内容の確認は、(1) SOHOしずおか運営費補助金の項目で述べたとおり、補助金の確定に当たり重要なものであるが、実績報告書に添付されている補助金使途報告書の金額に誤りがあるにもかかわらず、確認が不十分なまま受け取り、補助金の確定を行っていた。

3 監査した補助金の概要

SOHOしずおか運営費補助金

財 政 援 助 団 体	名称	静岡県中部地区SOHO推進協議会
	事務局所在地	静岡市葵区追手町5番13号アゴラ静岡5階
	設立年月日	平成12年12月12日
	収支の状況	収 入 27,204,926円 支 出 23,496,654円 収支差引額 3,708,272円
補 助 金 の 概 要	補助事業の目的	SOHO事業者に対する支援を行い、静岡市産業振興プランに掲げている「日本一創業しやすいまち」の実現に寄与することを目的とする。
	補助金額	14,500,000円
	補助対象となつた事業	1 通常総会・運営委員会の開催 2 SOHOしずおか運営事業 3 SOHO支援事業
指摘事項件数	2件	
指導事項件数	2件	

※収支の状況及び補助金額は、平成25年度実績を示す。

静岡市校長会補助金

財 政 援 助 団 体	名称	静岡市校長会
	事務局所在地	静岡市葵区駿府町1番12号静岡県教育会館内
	設立年月日	平成17年4月1日
	収支の状況	収 入 23,123,343円 支 出 22,740,004円 収支差引額 383,339円
補 助 金 の 概 要	補助事業の目的	学校運営の合理化と有機的な学校運営を図るため、具体的な諸問題を解決すべく研究を重ねている静岡市校長会の活動を支援することにより、静岡市の教育活動の充実及び振興を図ることを目的とする。
	補助金額	5,643,500円
	補助対象となった事業	1 静岡市校長会が単独で行う研究事業 2 静岡県校長会、全国連合小中学校校長会等と連携して行う研究事業
指摘事項件数	1件	
指導事項件数	1件	

※収支の状況及び補助金額は、平成25年度実績を示す。

出資団体監査

1 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

ア 出資金に関する事務手続や証書類の管理は適正に行われているか。

イ 出資団体の事業を検証・評価し、適切な指導が行われているか。

(2) 出資団体関係

ア 設立目的（出資目的）に沿った事業が行われているか。

イ 会計経理及び財産管理が適正に行われているか。

2 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、1件の指導事項について別途指導した。所管部局においては、出資団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

3 意見

(1) 一般財団法人静岡市動物園協会

ア 市と協会の役割分担及び事業連携について

日本平動物園は、平成25年4月に6年をかけて進められてきた再整備事業が完了して、グランドオープンを迎え、平成25年度の総来園者数は712,228人と、3年ぶりに70万人を超えた。この状況を好機と捉え、さらなる展示・教育機能の充実や新規来園者・リピーター獲得のための各種施策など、地域活性化の核となるための事業展開が必要となってくる。

動物園は、生態系や命の大切さ、種の保存についての教育・調査・研究といった学術的側面と観光、レクリエーションなど来園者の高揚感を高め1日楽しく遊べる空間作りといった集客的側面を併せ持っており、その果たすべき役割は多種多様である。

日本平動物園においても、これら多面的な役割を市と協会が適切に分担し、両者が車の両輪として推進していくことが望まれる。特に協会は、先の静岡市行財政改革推進審議会における検証において、教育普及事業などの公益事業のほかに、動物園の運営部門の大部分を占める園内管理業務（入改札業務、駐車場管理業務、清掃業務、遊戯施設管理業務）などの受託業務の実施や来園者にとって身近な売店・食堂の経営といった収益事業に至るまで幅広く「市としての公益性」を確認されていることを念頭に置いて、地域資源としての日本平動物園の活用のために、市との連携を強化し、魅力あふれる動物園の運営に努められたい。

イ 効率的な資金運用の実施について

平成25年度事業報告及び決算書における財産目録では、退職給付引当資産として約5,600万円の普通預金が計上されていたが、引当資産であり、比較的長期の運用が可能と思われる資産のため、安全な運用の範囲で定期預金や債券等による資金運用を検討されたい。

(2) 公益財団法人静岡観光コンベンション協会

ア 本市と連携した事業推進の取組みについて

本市の命題である「交流人口の拡大と地域経済の活性化」に向けた観光・シティプロモーション事業において、協会は本市とともに連携し、事業を推進する立場の最重要パートナーである。このことから、本市の魅力をこれまで以上に発信するためには、訪れた人の目線に立った「おもてなし」の事業を連携のもと、展開することが重要となってくる。

本市の玄関とも言える静岡駅構内の観光案内所や中心市街地へ通じる静岡駅北口地下街には、魅力を発信するための機能がまだまだ潜在していると考えられることから、新たな視点に立ち本市と一体となって事業推進に取り組まれない。

また、多種多様な企業等が参画している協会賛助会員の力をこれまで以上に活用し、より効果の高いシティプロモーション活動を展開されたい。

イ 協会事務局のチェック体制の強化について

平成25年度事業報告及び決算書における「財務諸表に対する注記」の記載において、建物以外の資産について今回決算より減価償却方法を定率法から定額法に変更したにもかかわらず、従前の定率法によるとの記載のままであった。

また、同じ注記における「補助金等の内訳並びに交付金、当期の増減額及び残高」の表中の静岡市補助金の額が、財務諸表（正味財産増減計算書）における正しい額と異なる金額が記載されていた。

これらの事象は、協会事務局幹部職員を含めた複数職員によるチェック体制が確立されていれば防止できたと思われる事象であることから、このチェック体制の強化等について検討されたい。

4 監査した団体の概要

一般財団法人静岡市動物園協会

設立年月日	昭和44年3月20日（平成24年2月1日 一般財団法人に移行）
所在地	静岡市駿河区池田1767番地の6
設立目的	非営利の一般財団法人として静岡市及び関係諸団体との協働及び連携により動物園事業の発展振興を図り、併せて動物の愛護思想を普及することにより、地域社会の健全な発展に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする。
基本財産相当額	10,000,000円（うち静岡市からの出資金5,000,000円）
組織	理事長1人、理事6人、監事2人、評議員7人、職員20人
事業（定款に記載された事業）	<ol style="list-style-type: none"> 1 動物園関係事業の共催 2 動物に関する講演会、展覧会、研究会等の共催 3 動物愛護運動及び教育普及事業の推進 4 動物園の広報事業及びイベント事業 5 環境保全、自然環境の保護等の意識啓発に係わる事業 6 地域社会の健全な発展及び高齢者の福祉の増進に寄与する事業 7 印刷物の刊行 8 動物園附帯事業の経営及び受託 9 動物園等における物品及び飲食物販売事業 10 その他この法人の目的達成上必要な事業
経営成績・財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表1～2のとおり
指摘事項件数	0件
指導事項件数	0件

【別表1】貸借対照表

科目	25年度	24年度	増減
流動資産	143,115	151,885	△8,769
固定資産	134,364	112,993	21,370
資産合計	277,480	264,879	12,601
流動負債	46,695	53,108	△6,413
固定負債	66,084	55,220	10,864
負債合計	112,780	108,329	4,451
指定正味財産	—	—	—
一般正味財産	164,700	156,550	8,149
正味財産合計	164,700	156,550	8,149
負債及び正味財産合計	277,480	264,879	12,601

【別表2】正味財産増減計算書

科目	25年度	24年度	増減
経常収益	376,888	341,353	35,535
経常費用	345,431	306,677	38,754
当期経常増減額	31,456	34,675	△3,218
経常外収益	—	—	—
経常外費用	6	0	6
当期経常外増減額	△6	△0	△6
当期一般正味財産増減額	8,149	9,275	△1,125
一般正味財産期首残高	156,550	147,274	9,275
一般正味財産期末残高	164,700	156,550	8,149
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	—	—	—
指定正味財産期末残高	—	—	—
正味財産期末残高	164,700	156,550	8,149

※ 各表中の符号の用法等は、次のとおりである。

- 1 表中の金額は千円単位で表示し、単位未満は切り捨ててある。
- 2 「—」・・・該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なもの
- 3 「0」、「0.0」・・・該当数値はあるが単位未満のもの
- 4 「△」・・・減数又は負数

公益財団法人静岡観光コンベンション協会

設立年月日	平成7年9月28日（平成25年4月1日 公益財団法人へ移行）
所在地	静岡市葵区追手町4番16号 静岡市クリエイター支援センター1階
設立目的	静岡市及び静岡県中部地域の文化的、社会的、経済的特性等を活用し、観光客及びコンベンションの誘致・支援等を行うことにより、静岡市の観光振興及び静岡県中部地域におけるコンベンションの振興を図り、もって国際相互理解の増進並びに地域経済の活性化、文化の向上及び豊かな人間性に根差した社会の創造に寄与することを目的とする。
基本財産	522,470,984円（うち静岡市からの出捐金210,000,000円）
組織	理事長1人、副理事長1人、専務理事1人、常務理事1人、理事16人、監事2人、評議員20人、職員43人
事業（定款に記載された事業）	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客及びコンベンションの誘致 2 観光客及びコンベンションに対する支援 3 観光及びコンベンションに関する広報及び宣伝 4 観光イベントの実施及び支援 5 観光施設等の管理運営及び土産品等の販売 6 講演会等の開催 7 ショーケースの貸出し 8 会報の発行 9 震災等大規模災害時における被災地及び被災者への支援 10 その他この法人の目的達成に必要な事業
経営成績・財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表1～2のとおり
指摘事項件数	0件
指導事項件数	1件

【別表1】貸借対照表（総括）

科目	25年度	24年度	増減
流動資産	106,278	99,951	6,326
固定資産	616,837	627,754	△10,917
資産合計	723,116	727,706	△4,590
流動負債	40,679	33,305	7,374
固定負債	72,445	83,736	△11,290
負債合計	113,124	117,041	△3,916
指定正味財産	—	—	—
一般正味財産	609,991	610,665	△673
正味財産合計	609,991	610,665	△673
負債及び正味財産合計	723,116	727,706	△4,590

【別表2】正味財産増減計算書（総括）

科目	25年度	24年度	増減
経常収益	211,052	237,980	△26,928
経常費用	210,046	235,807	△25,761
当期経常増減額	1,006	2,173	△1,167
経常外収益	—	—	—
経常外費用	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	△673	△1,764	1,090
一般正味財産期首残高	610,665	612,429	△1,764
一般正味財産期末残高	609,991	610,665	△673
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	—	—	—
指定正味財産期末残高	—	—	—
正味財産期末残高	609,991	610,665	△673

※ 各表中の符号の用法等は、次のとおりである。

- 1 表中の金額は千円単位で表示し、単位未満は切り捨ててある。
- 2 「—」・・・該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なもの
- 3 「0」、「0.0」・・・該当数値はあるが単位未満のもの
- 4 「△」・・・減数又は負数

指定管理者監査

1 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

イ 業務の履行確認は、適切に行われているか。

(2) 指定管理者関係

ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

2 監査の結果

監査した結果、次の2件の指摘事項について是正、改善を求めた。また、2件の指導事項について別途指導した。所管部局においては、指定管理者に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

(1) 静岡音楽館

収入の取扱いについて

静岡音楽館の指定管理料には施設管理や事業実施のための経費が含まれているが、指定管理者は、事業実施のための経費の一部について国庫補助金22,780,625円の交付を受けていた。また、補助金額は当初の見込みより大幅に増加したものの、その増加分を活用し事業を充実させたことは確認できなかったため、事業に係る経費に対して指定管理料と国庫補助金が重複して支給されている形となっていた。これによる収入の増加分と経費節減分等を合わせて、平成25年度決算において39,515,354円の剰余金が計上されていた。ただし、そのうち平成27年度に実施予定の静岡音楽館20周年事業の経費として1,700万円、施設修繕の経費として300万円が積み立てられており、指定期間中に活用する予定となっている。

指定管理業務は、原則として精算は行わないとされており、指定期間全体で事業を組み立てるため、後年度に剰余金を活用した事業を実施することは可能であるが、積算においては業務に必要な経費に過不足が生じないよう十分に検討する必要がある。

しかしながら、静岡音楽館の積算においては、事業の実施に伴う一部の収入は指定管理料から控除されていたものの、国庫補助金を含むその他の収入については計上されておらず、収入の取扱いが明確にされていなかったため、国庫補助金等による剰余金は指定管理者の収入となっていた。

本来、指定管理業務において見込まれる収入については、その経費から控除するものと控除しないものを区分することや、見込みと大きく差が生じる場合など状況によって

精算すべきものが想定される場合は仕様書等に記載することが必要なもので、その取扱いを明確にされたい。

(2) 静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」

第三者への委託業務について

指定管理者制度の手引において、指定管理者が、主要業務の一部を委託する場合、市に文書で承認の依頼を行い、市は、これが適当であると判断した場合には、文書により承認を行うこととされている。

また、清掃、警備等建物の維持管理のように、市があらかじめ委託できるものとして指定した業務については、その条件等を指定管理者に対し文書で通知する一方、指定管理者は、委託手続きが終了した後に、委託状況（業務名、委託先選定方法、委託料）について文書で市に報告することとなっている。

しかしながら、市は、建物の保守点検業務等を指定管理者が第三者へ委託している事実を認識していたにもかかわらず、承認や業務・条件等を示す文書を通知せず、指定管理者からの委託状況に関する報告も受け取っていなかった。

3 意見

(1) 静岡音楽館

音楽館、科学館、美術館の連携について

静岡駅の周辺には、静岡市文化振興財団が指定管理者となっている静岡音楽館、静岡科学館、静岡市美術館の3館が近接して位置している。

このような条件を生かし、事業計画書では3館の相乗効果が期待できる事業実施に取り組むとされており、美術館で開催中のアーティストにちなんだミュージアムコンサートや講演会を音楽館と美術館が共同実施するなど、それぞれが保有する機能を連携させた事業が実施されていた。また、周辺店舗の協力により3館の利用者にサービスを提供する「チケットでスマイル」など駅周辺への誘客の拡大を図る取組みも行われていた。

財団が実施するこの「3館連携事業」は、本市が進める中心市街地活性化基本計画の「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」にも合致しており、音楽館としても、今後も引き続き地域の音楽文化の振興に資する取組みを実施するとともに、この「3館連携事業」をさらに推進・発展させるなど、文化活動を通じ市民交流や中心市街地のにぎわい創出に貢献するような事業を展開されたい。

(2) 静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」

いこいの家に関する条例の見直しについて

静岡市中心身障害児福祉センターいこいの家の定員は、静岡市児童発達支援センター条例において50人と定める一方、定員以上の通園希望に対応するため、昭和51年の設置当

時に静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」の通園訓練に関する条例（以下「通園訓練に関する条例」という。）が整備され、その定員を10人と定めている。

しかしながら、現在はいこいの家の定員が設置当時の30人と比べ拡大していることや、民間による障害児の通所施設も整備され、市内の受け入れ枠が拡充してきていることなどから、通園訓練に関する条例による児童の受け入れは行っておらず、指定管理業務の中に含まれていない。

このことから、通園訓練に関する条例については、今後、同条例による児童受け入れの必要性について分析を行った上で、廃止を含めた見直しを検討されたい。

また、市は、静岡市政策法務推進計画に基づき、条例を定期的に点検する仕組みを確立し、適時の条例改廃を行うこととしている。したがって、その他の条例等についても、この計画に基づき、社会情勢の変化等に対応した適切な管理を行われたい。

4 監査した施設の概要

静岡音楽館

施設 の 概 要	設置時期	平成7年5月9日
	所在地	静岡市葵区黒金町1番地の9
	設置目的	市民の音楽に対する関心を高め、もって市民文化の向上を図るため。
	従事員数	職員10人
	主な施設	ホール、講堂、リハーサル室
団 体 の 概 要	名称	公益財団法人静岡市文化振興財団
	所在地	静岡市葵区御幸町4番地の1
	設立年月日	平成6年7月1日
	設立目的	演劇、舞踏、美術、音楽、科学、生涯学習等の文化振興に関する事業を行い、市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による文化創造活動を促進し、もって魅力ある静岡文化の創造、継承、発信に寄与することを目的とする。
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	非公募
	指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
	指定管理料	236,809,000円（利用料金制は採用していない。）
	主な管理業務内容	1 音楽文化等に関する事業の企画及び実施に関すること。 2 音楽文化等の活動に関する支援及び育成に関すること。 3 音楽文化等に関する調査及び研究に関すること。 4 音楽文化等に関する情報の収集及び提供に関すること。 5 音楽館の施設及び設備の利用に関すること。 6 音楽館の利用の許可に関すること。 7 音楽館の施設及び設備の維持管理に関すること。
	収支の状況	収 入 289,249,119円（徴収事務委託料ほかを含む。） 支 出 249,733,765円 収支差引額 39,515,354円
	指摘事項件数	1件
	指導事項件数	1件

※指定管理料及び収支の状況は、平成25年度実績を示す。

静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」

施設 の 概 要	設置時期	平成17年8月1日
	所在地	静岡市葵区城東町24番1号
	設置目的	障害を持つ児童に対する療育指導及び児童の親への療育相談等を実施し、障害を持つ児童の就学へ向けた育成並びに児童の親に対する適切な療育知識を指導する。
	従事員数	職員37人
	主な施設	指導室、遊戯室、庭園、医務室、相談室、調理室、事務室
団 体 の 概 要	名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会
	所在地	静岡市駿河区小鹿一丁目1番1号
	設立年月日	昭和6年7月1日
	設立目的	済生会は「施薬救療以テ済生ノ道ヲ弘メムトス」という明治天皇の勅語を体して創立され、支部は各地域の医療と福祉を向上させることを目的とする。
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	非公募
	指定期間	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
	指定管理料	166,390,000円（利用料金制は採用していない。）
	主な管理業務内容	1 障害児通所支援を実施するとともに、児童発達支援センターとして必要な保育所等訪問支援及び障害児相談支援を実施すること。 2 発達が心配な子ども及びその親を対象とした親子教室を実施すること。 3 施設の利用に関すること。 4 施設及び設備の維持管理に関すること。
	収支の状況	収 入 168,825,768円（徴収事務委託料ほかを含む。） 支 出 169,784,197円 収支差引額 △958,429円
指摘事項件数	1件	
指導事項件数	1件	

※指定管理料及び収支の状況は、平成25年度実績を示す。